

上向川遺跡発掘調査報告書

— ほ場整備事業に伴う発掘調査 —

序

「日本の国は、その国土全域に先人の遺跡・遺物を埋蔵している。」と言われております。ことに、山東町一帯は、伊吹・霊仙両山系の峽に位置し、近畿・東海・北陸交通の要であるため、大むかしから、たくさんの人々が往き来し、定住する人もいて、とりわけ、遺跡・史跡の多いところではあります。

今、わたしたちが町づくりをしているこの土地は、大むかしから人々の想像を超えた労苦によって切り拓かれてきました。そして、その証しが、足元の地中に今も眠りつづけているのです。それが、最近の土地の開発や整備によって、知られぬまま次々に破壊されたり、破壊されようとしていることは、たいへん残念なことではあります。先人の文化遺産にもっと関心をもち、理解を深めてこれを保全し次代に引継ぐことは、今を生きる人の責めだと思います。本町の教育委員会が、昭和58年から3か年をかけて実施いたしました町内遺跡の詳細分布調査も、この責めを一人でも多くの方に理解していただき、先人の尊い文化遺産を破壊から守る手だてとするためでありました。

本報告書の上向川遺跡は、この調査により昭和59年に発見されました。今回、黒田川災害復旧工事により付近一帯の水田が基盤整備されることになり、急発掘調査を行いました。破壊の恐れある箇所に限った試掘程度の小規模な発掘調査ではありましたが、果たして、須恵器、土師器及びその破片や建物の柱穴がたくさん出土し、改めて、奈良末期から平安初期の人々の住居跡であることが確認されました。また、近世の暗渠排水溝と思われる珍しい構築物も発見され、数百年にわたるわたしたちの祖先の暮らしぶりを彷彿させてくれました。前回の調査で長岡郷跡ではないかと推定されている「北方田中遺跡」との関連も十分考えられます。今回の上向川遺跡の発掘調査は、今後の調査研究と相俟って、本町の歴史や山東条里制の解明にも、大きな役割りを果たすことと思います。

また、本冊子は、本町の埋蔵文化財調査担当の桂田主事が手がけた、最初の本格的な発掘調査とその報告書でもあります。起案から報告書作成まで約一年を要しました。

この間、御懇切な御指導を賜りました県教委文化財保護課・同保護協会の先生方、発掘労務に御協力下さった地元の方や学生諸君、そして出土品等の整理に黙々と携わって下さった方々等、たくさんの方にお世話になりました。末筆とはなりましたが、こうした関係各位の御指導、御支援に対し厚く謝意を表して、序といたします。

昭和62年3月

山東町教育委員会 教育長 西 秋 良 策

例 言

1. 本書は、山東町大字犬馬地先に所在する上向川遺跡の埋蔵文化財についての発掘調査報告書である。
2. 本調査は、県営圃場整備事業に伴うもので、滋賀県教育委員会の依頼にもとづき山東町教育委員会、社会教育課が実施した。
3. 本報告書は、滋賀県教育委員会事務局、文化部文化財保護課、技師、葛野泰樹、同用田政晴両氏の指導を得たほか、調査・整理には、林 孝好・鞆野浩司・長野忠義・中嶋一人・田中養次・安田正浩・川幡浩之・高森勇治の諸君、中島秀三・澤頭辰雄・佐々木 繁・田中司麻雄・中島国栄・藤田ヤス・藤田ゆき・澤頭清子の諸氏が参加した。又、ほかに谷口千夏・谷沢雅香子・高畑真由美の協力を得た。遺物写真については、安田写真館にお願いした。記して感謝を表したい。
4. 調査および本書の作製については、山東町教育委員会、社会教育課、主事 桂田峰男が担当した。

目 次

序

例言

I. はじめに	1
II. 位置と環境	2
III. 検出遺構	5
1. 掘立柱建物跡	5
2. 溝	17
3. その他	20
IV. 出土遺物	23
V. おわりに	32

挿 図 目 次

図1. トレンチ設定図	4
図2. T-1・T-2・T-3 トレンチ遺構全図	6
図3. T-4 トレンチ遺構全図	7
図4. T-4 トレンチ断面図	8
図5. 掘立柱建物 (SB01~04)	10
図6. 掘立柱建物 (SB05~07)	12
図7. 掘立柱建物 (SB08~10)	13
図8. 掘立柱建物 (SB11)	15
図9. 掘立柱建物 (SB12)	16
図10. T-4 トレンチ 暗渠排水路実測図及び断面図	21
図11. 出土土器実測図 (SB05・SB08・SB10・SB11)	26
図12. 出土土器実測図 (SB11・SX4・ピット)	28
図13. 出土土器実測図 (ピット・遺物包含層)	30
図14. 出土土器実測図 (遺物包含層)	31

図版目次

図版1. ①調査地遠景

②T-1 SB-01~03・SB-09 (北から)

図版2. ①T-1 SB-09 (東から)

②T-2 全景 (南から)

図版3. ①T-3 SD-08~11 (東から)

②T-3 同上 (南西から)

図版4. ①T-3 SB-04・SB-10 (南東から)

②T-4 SB-06・ASD-3・4 (東から)

図版5. ①T-4 SB-05・ASD-1~3 (西から)

図版6. ①T-4 暗渠排水路集合部 (西から)

②T-4 暗渠排水路接合部

図版7. ①T-4 遺物出土状況

②T-4 遺物出土状況

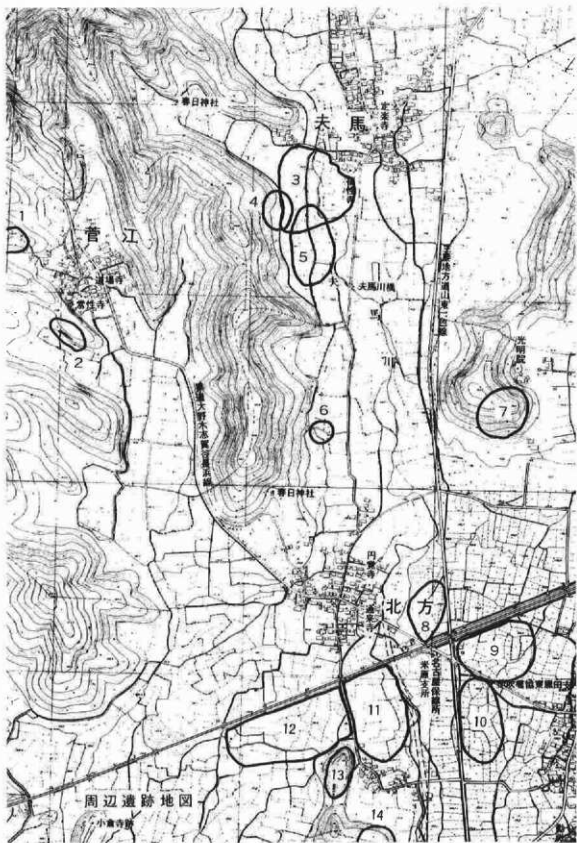
図版8. SB-11 (15)・SX-4 (21~25)・ピット (26~30)・包含層出土遺物

図版9. 包含層出土遺物

図版10. ①SB-05 (1~4)・SB-08 (5~9) 出土遺物

②SB-10 (10~14)・SB-11 (16~20) 出土遺物

図版11. T-4・ピット出土遺物



- | | | |
|-----------|------------|-----------------|
| 1. 双林寺遺跡 | 2. 菅江遺跡 | 3. 上向川遺跡 |
| 4. 彈正塚古墳群 | 5. 出口遺跡 | 6. 塚本古墳 |
| 7. 池下城跡 | 8. 東良遺跡 | 9. 西代遺跡 |
| 10. 時重遺跡 | 11. 北方田中遺跡 | 12. 笹原遺跡 |
| 13. 藪箆山古墳 | 14. 道照寺遺跡 | |

I. はじめに (調査経過および調査方法)

上向川遺跡は、山東町の北西部、山東町大字大馬地先に所在し、従来から周知されていた集落跡である。

昭和60年9月、長浜土木事務所より黒田川災害復旧助成事業工事について、又、滋賀県農林部より県営ほ場整備事業について、埋蔵文化財の有無等につき照合がなされ、滋賀県教育委員会からの調査依頼により、同年10月、山東町教育委員会が試掘調査を実施した。

その結果、当該地には、奈良時代から平安時代にかけての集落跡が存在することが判明した。このため本教育委員会では、同年11月より発掘調査を実施することにした。

調査は、昭和60年11月5日より昭和61年1月29日までで、以後は出土資料の整理調査を実施した。

尚、発掘調査面積は、約1,000㎡(他、設計変更約3,000㎡)であった。

II. 位置と環境

山東町は、琵琶湖東北部に位置し、近江の最高峰、伊吹山の山裾に広がりをもつ。北は姉川・古代幹道の一つ北国脇往還道（現、国道365号線にほぼ沿う）を隔てて伊吹町浅井町と接し、西に横山丘陵を境として長浜市・近江町と接し、南から東にかかる霊仙山・鈴鹿山脈に至る山々を境にして米原町・岐阜県関ヶ原町と接して、四方を山々に囲まれた盆地（関ヶ原地狭部）となっている。

地形は、北端に姉川が西流し、南に天の川が狭い谷部を通して西流している。両河川は、湖北の肥沃な沖積平野を形成しているが、その作用は極めて小さく、またその恩恵も少ない。町面積の大半を山丘部が占め、残された平野部も、時に南部を中心に多数の低小丘が点在しており、可耕面積を一層狭くしている^①。

今回調査した上向川遺跡は、山東町大字夫馬の南地先に所在する。西に横山丘陵の山々が連なり、黒田川がこれに並走するかのように南流し、天の川と合流している。この横山丘陵の裾野に広がる微高地が黒田川のラインに沿って、朝日・夫馬・北方・大鹿・本郷などの現集落を形成すると共に、現在周知されている多くの遺跡の点在を見るのである。

このラインの遺跡、或いは周辺において、古墳時代の遺跡としては、弾正塚古墳群・塚本古墳・飄翠山古墳などがある。

仏教関係では、大鹿遺跡・道照寺遺跡、少し南進すると重孤文軒平瓦や複弁蓮華文軒丸瓦などの出土をみた法泉寺遺跡が存在する^②。

奈良から鎌倉時代にまで渡る遺跡としては、北方田中遺跡等が特記できる。北方田中遺跡は、8世紀から9世紀と13世紀との遺構群で、掘立柱建物跡・門跡・井戸などが検出され、郷長クラスの遺跡として知られている^③。同じく奈良時代としては、菅江遺跡が須恵器の窯跡として周知されている^④。

以上、周辺の遺跡をざっとみてきたが、弥生時代の遺跡は地理的条件などで、ほとんど周知されていないが、古墳時代後期になると、比較的基数の少ない群集墳が造営されその力が白鳳期寺院の建立の原動力となったのではないかと考える。そして、8世紀に下って須恵器窯がこの地に出現し、同じ頃、これらの窯の供給源として、周辺をはじめとして広範囲の集落において生活が営まれていたのであろう。上向川遺跡もその一つである。

註

- ①田中勝広・奈良俊也『坂田郡山東町内遺跡詳細分布調査報告書』 滋賀県教育委員会、勸滋賀県文化財保護協会、山東町教育委員会 1986
- ②山東町教育委員会 発掘調査実施 1986
- ③滋賀県教育委員会、勸滋賀県文化財保護協会 昭和59年度 発掘調査実施
- ④田中勝弘 「山東町菅江窯跡出土の須恵器」(『滋賀文化財だより』No.10、1978)
山東町教育委員会 発掘調査実施 1986

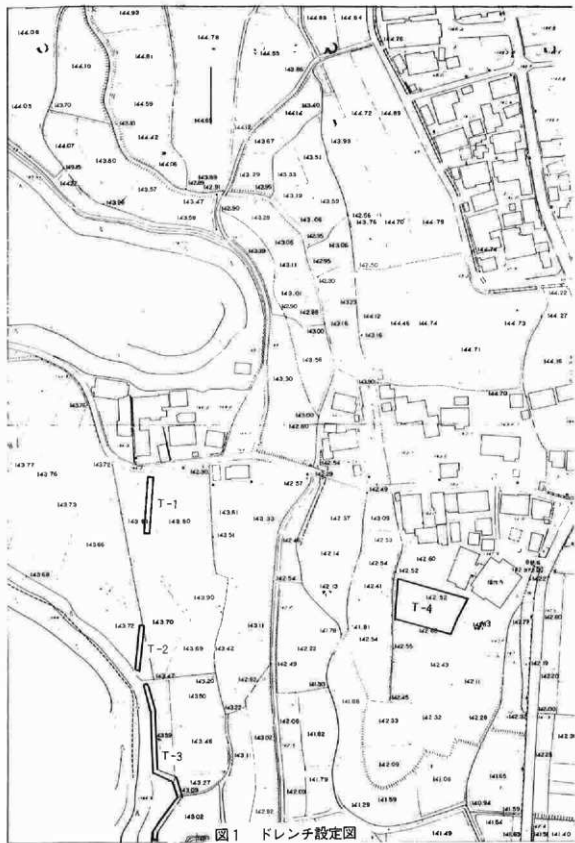


図1 ドレンチ設定図

Ⅲ. 検 出 遺 構

検出された遺構は、掘立柱建物跡12棟、溝跡13条、近代の暗渠排水路3条などであった。

1. 掘立柱建物

今回の調査で、8世紀前期から11世紀にかけての掘立柱建物跡が検出されたが、建物の方位などから3群12棟が確認される。確認された建物以外にも多数の柱穴が検出されており更に多くの建物が林立していたものと考えられる。検出された掘立柱建物の最初の一群はN-20°-W前後を計るSB-01～SB-04である。次はトレンチにはほぼ平行の方位を保つ一群(SB-05～SB-08)で、N-80°-W前後を計る。最後の一群は、北東～南西に方位を保つ一群(SB-09～SB-12)である。掘り方には黒墨色粘質土が、柱根部には暗黄青色粘質土が充填されていた。

SB-01

T-1トレンチ北東隅で検出したN-20°-Wを保つ掘立柱建物である。北東部と南東部過半がトレンチ外に伸びるため規模は不明である。桁行2間以上、梁行1間以上を数える。掘り方は、0.5m～0.7mの円形を基調としているが、隅丸方形・五角形などを示すものもあり、必ずしも一定していない。柱筋は1例を除いて通っている。柱間は桁行が北より1.3・1.7m、梁行が西より1.2mと不揃いである。

SB-02

T-1トレンチでSB-01と重複しながら検出したN-20°-Wを保つ掘立柱建物である。SB-01同様、北東部と南東部過半がトレンチ外に伸びるため、規模は不明である。桁行2間以上、梁行1間以上を数える。掘り方は0.5m～0.6mの円形を基調としており、検出したすべての掘り方内に柱根痕が認められ、その径は0.2m～0.4mを計る。柱筋

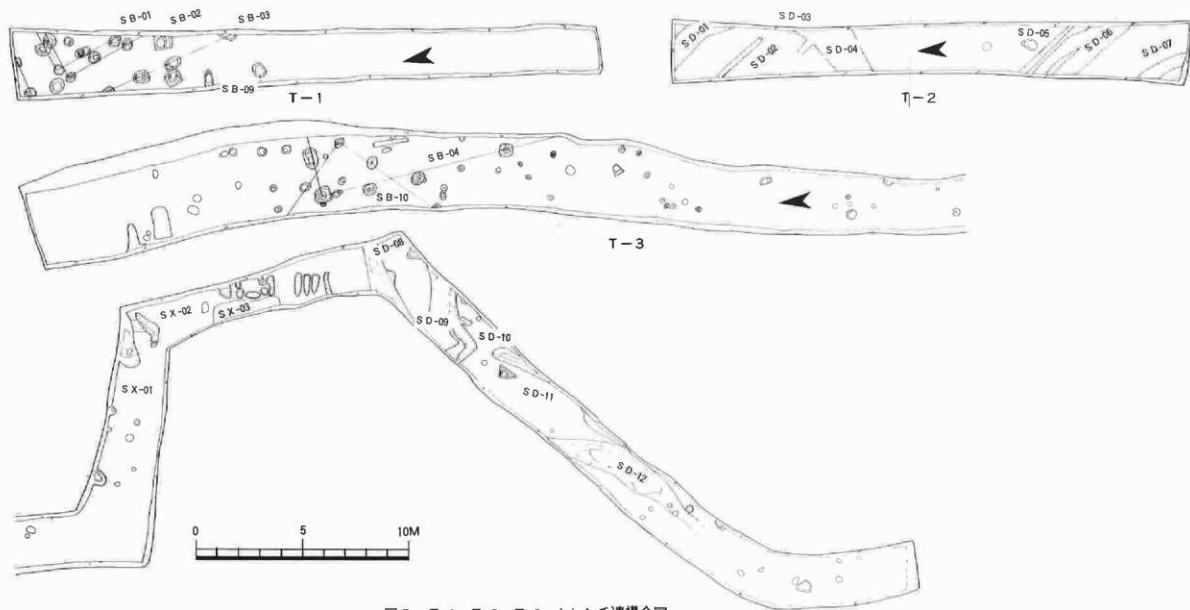


図2 T-1, T-2, T-3 トレンチ遺構全図

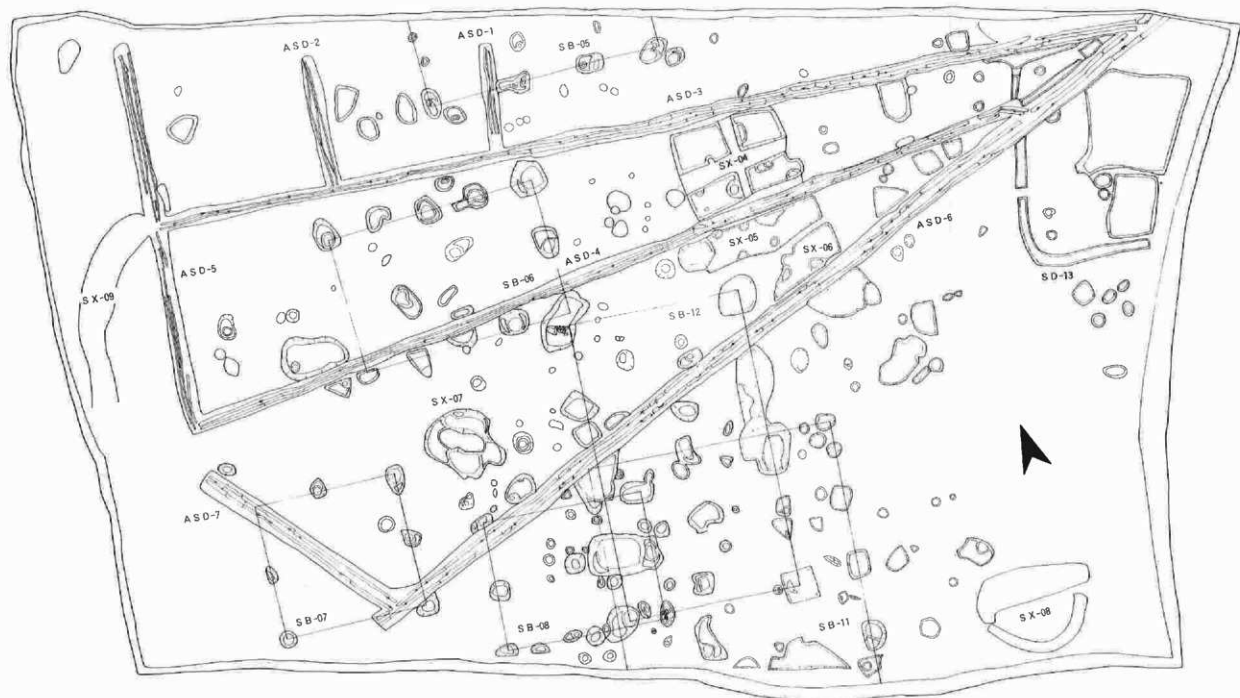
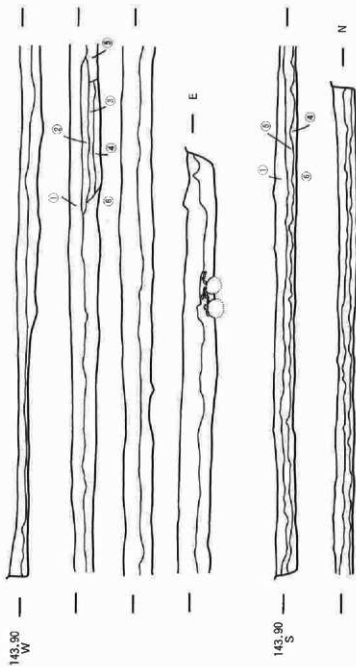


図3 T-4 トレンチ遺構全図



- ① 粘土 (粘土)
- ② 淡黒褐色粘質土
- ③ ②+④
- ④ 淡黄茶色粘質土
- ⑤ 黒褐色粘質土
- ⑥ 暗黄青色粘質土



図4 T-4 トレンチ断面図

は一例を除いて通っており、柱間は桁行が北より1.5m・1.6m、梁行が西より2.0mと、不揃いな点が留意される。

SB-03

T-1トレンチ北西側で検出されたN-12°-Wを保つ掘立柱建物である。北隣の桁行・北東部・南東部がトレンチ外に伸びるため規模は不明である。桁行は3間以上、梁行は1間以上を数える。掘り方は、0.5m~0.7mの円形を基調としているが、不定形なものも多く含まれる。柱筋は比較的通っている。柱間は桁行が北より1.6・1.7・3.0mであるが、間に一穴あったものと思われ、梁行が西から1.6mを計る。柱間は1穴を除いては、ほぼ揃っている。

SB-04

T-3トレンチ北側で検出したN-9°-Wを保つ掘立柱建物である。建物東南部過半がトレンチ外に伸びるため規模は不明である。桁行4間以上、梁行1間以上を数える。掘り方は0.4~1.0mの隅丸方形プランを基調としているが、長方形を示すなど一定していない。柱間は桁行が北より2.3・2.3・4.4mであるが、間に1穴存在していたと思われる。梁行は西より1.8mを計り、不揃いで一定していない。

SB-05

T-4トレンチ北端で検出したN-80°-Wを保つ掘立柱建物である。建物北部過半がトレンチ外に伸びるため規模は不明である。桁行3間(7.9m)、梁行2間以上を数える。掘り方は1m前後の長方形を基調としているが、不定形を呈しているものもあり一定していない。柱筋は比較的よく通っているようであり、柱間は桁行が西より3.2・2.7・2.0m、梁行が南から1.4・1.0mを計り不揃いである。

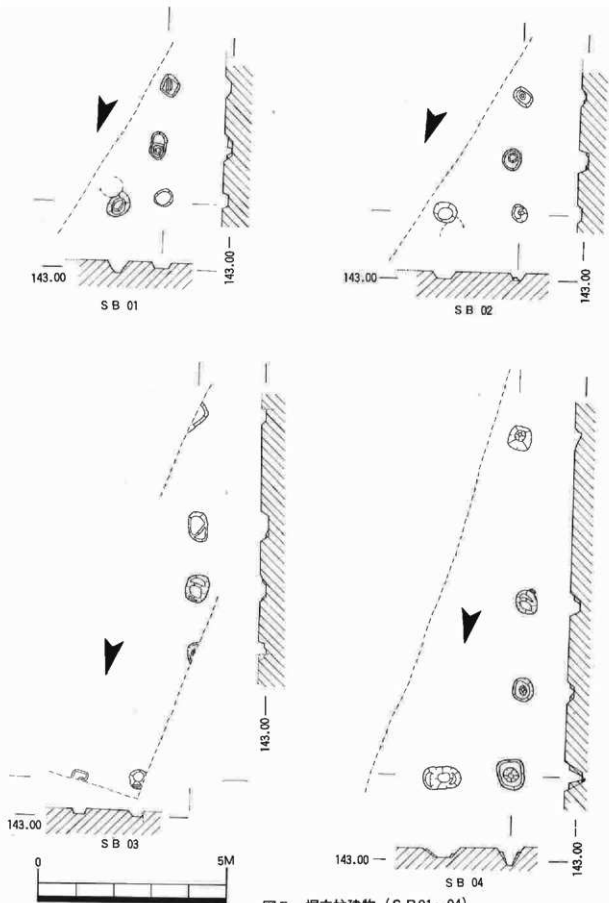


图5 掘立柱建物 (SB01~04)

SB-06

T-4トレンチ西部で検出したN-85°-Wを保つ掘立柱建物である。桁行4間(7.1m)、梁行2間(4.3m)を数える。南側の桁行の一部がASD(暗渠排水路)-4によって遮断されており確認できなかった。掘り方は1m前後を計り、大規模なものが多い。柱間は、桁行が西より1.6・1.8・1.7・2.0m、梁行が北より2.2・2.1mを計り、やや不揃いなのが留意される。

SB-07

T-4トレンチ南西端で検出したN-83°-Wを保つ掘立柱建物である。西側桁行の一部ASD-7により破壊され確認できなかった柱穴があるが、桁行2間(4.7m)、梁行2間(4.6m)を数える。掘り方は、0.6~0.9mの長方形を基調としているが、一定していない。柱筋は比較的良好に通っている。柱間は桁行が2.6m・2.1m、梁行は北より2.2・2.4mを計り、やや不揃いである。

SB-08

T-4トレンチでSB-11、SB-12と重複して検出したN-80°-Wを保つ掘立柱建物である。桁行3間(5.2m)、梁行2間(4.4m)を計る。掘り方は0.6~1.3mの不整形な楕円形を基調としている。柱筋は比較的良好に通っている。柱間は、桁行が西より2.0・1.6・1.6m、梁行が南より2.1・2.3mを計り、やや不揃いな点が危惧される。

SB-09

T-1トレンチ西側でSB-03と一部重複して検出したN-11°-Eを保つ掘立柱建物である。西部過半がトレンチ外に伸びるため規模は不明である。桁行3間(5.6m)、梁行1間以上を数える。掘り方は0.7m前後を計るが形は不定形である。柱間は、桁行が北よ

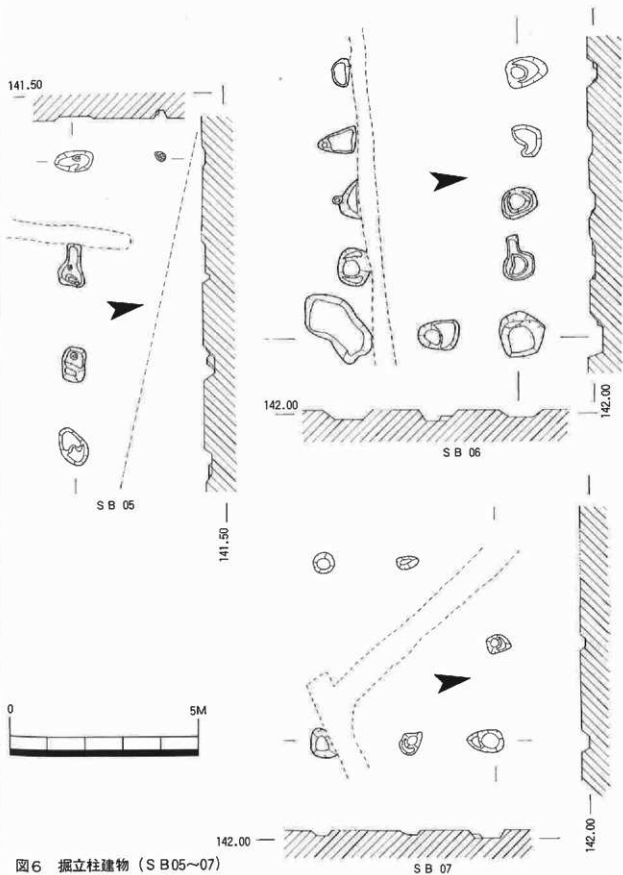


図6 掘立柱建物 (SB05~07)

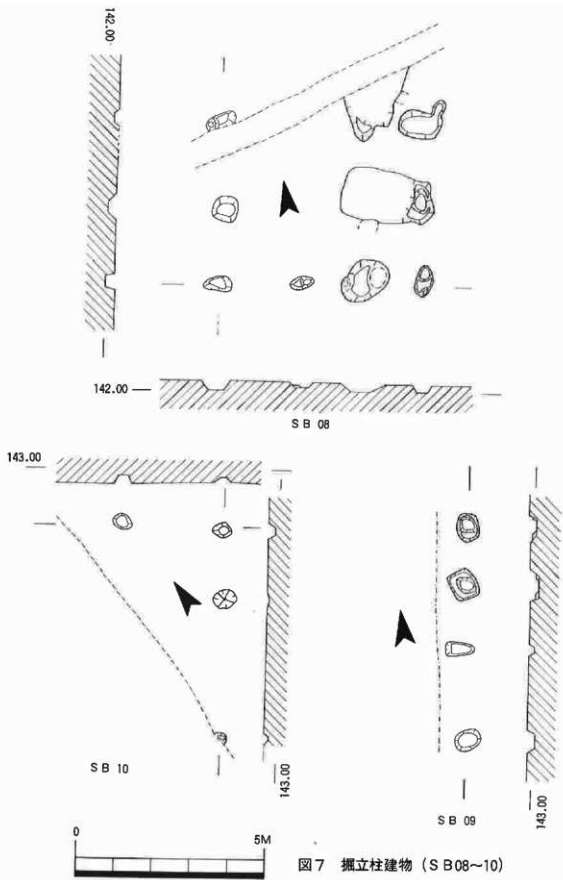


图7 掘立柱建物 (SB 08~10)

り1.6・1.6・2.4mと不揃いである。

SB-10

T-3トレンチ北部で検出したN-39°-Eを保つ掘立柱建物である。建物南西部過半がトレンチ外に伸びるため規模は不明である。桁行2間以上、梁行1間以上を数える。掘り方は0.4~0.5mを計る。柱間は桁行が北東より1.8・3.5mを計るが、間に一穴存在していたと思われる。梁行は南東より2.7mを計る。柱間の不揃いな点が留意される。

SB-11

T-4トレンチ南部で、SB-08、SB-12と重複して検出したN-13°-Eを保つ掘立柱建物である。建物の南部はトレンチ外に伸びる可能性を残しているようにも思われる。東側隅で一部ASD-6に遮断されており確認できなかった柱穴があるが、桁行3間以上、梁行3間(8.2m)を数える。掘り方は0.6~2.5mを計り、型は不定形である。柱間は桁行が北より2.5・2.4・2.3m、梁行が東より2.1・3.0・3.1mを計る。不揃いな点が留意される。

SB-12

T-4トレンチでSB-08、SB-11と重複して検出したN-10°-Eを保つ掘立柱建物である。西側桁行の一部がASD-6に遮断されており確認できなかった。桁行4間(9.8m)梁行2間(5.7m)を数える。掘り方は0.7~2.4mの隅丸方形プランを基調としているが、長方形などを呈するものもあり、定していない。柱間は桁行が南より2.3・2.5・2.5・2.5m、梁行が西より3.2・2.5mを計る。

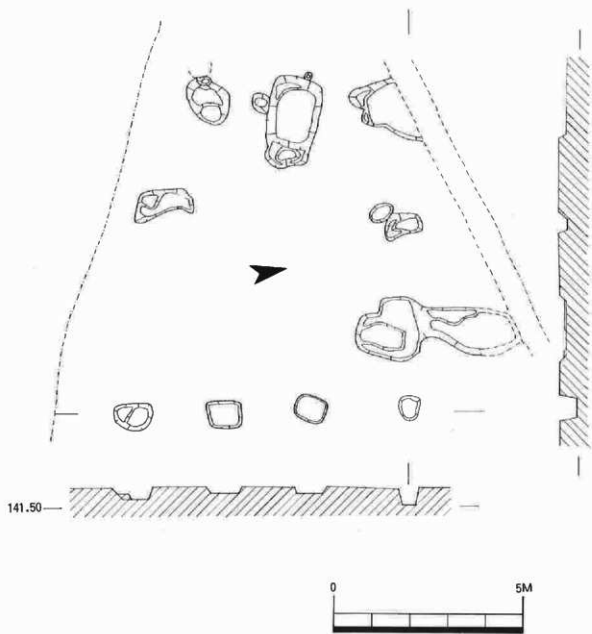


图8 掘立柱建物 (SB11)

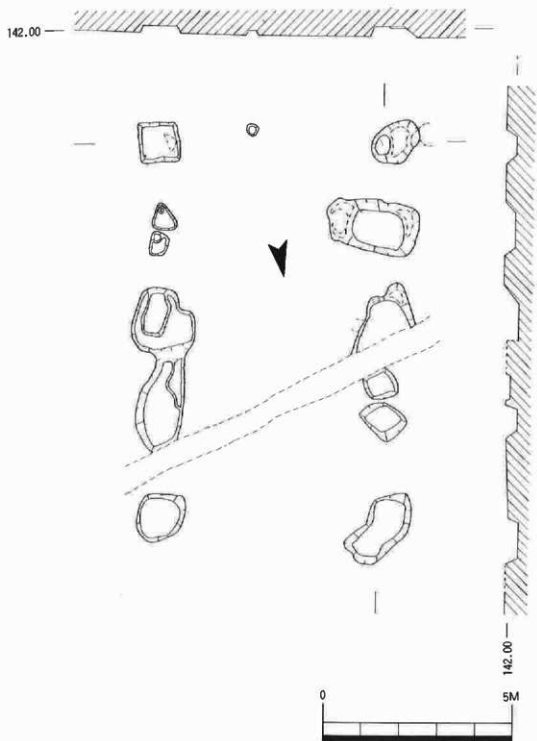


図9 掘立柱建物 (SB12)

(2) 溝

SD-01

T-2 トレンチ北側を北北西より南南東方向に向かうやや屈折みで湾曲した溝である。溝の過半がトレンチ外へ伸びるため、全長は不明であるが、幅1m、深さ0.06mを計る。埋土は、淡黒墨色粘質土の単純層である。遺物は、土師片が数片出土したのみであった。

SD-02

T-2 トレンチでSD-01より1.5m南西に位置しており、東南より北西に流路を保つ溝である。北西部過半はトレンチ外に伸びるため、全長は不明である。幅0.2m、深さ0.02~0.04mを計り、埋土はSD-01同様である。

SD-03

T-2 トレンチSD-04に付随するかのよう位置し北西よりSD-04に向かう直線的な溝である。幅0.15~0.3m、深さ0.06m前後を計り埋土は淡黒墨色粘質土である。

SD-04

T-2 トレンチでSD-03と直交するよう北東より南西方向に向かう溝である。溝の過半がトレンチ外に伸びるため、全容は不明であるが、幅1.5~1.7m、深さ0.1mを計る。

SD-05

T-2 トレンチ南側を北西より南東方向に向かい、SD-06と平行してはしる溝である。幅0.2～0.3 m、深さ0.06～0.15mを計り、南東側がやや狭くなっており、溝の過半がトレンチ外に伸びるため全長は不明である。

SD-06

T-2 トレンチSD-05南側を並行して走り、SD-05と同方向をもつ溝である。北西部は2条に分かれているが、溝過半がトレンチ外に伸びるため全容は不明である。幅1.4 m、深さ0.08 mを計る。

SD-07

T-2 トレンチ南西端に位置し、北北西より南南東方向に向かう溝である。溝過半がトレンチ外に伸びるため全長は不明である。幅0.5 m、深さ0.09mを計る。埋土は、淡灰墨色粘質土の単純層である。

SD-08

T-3 凸状部に位置し、東より西に方向をもつ溝である。現況の溝と位置的にはほぼ合致することから、現況溝と思われる。

SD-09

T-3 凸状部に位置し、西から東に方向を保つ溝である。幅1.0～1.5m、深さ0.2 mを計る。全長は不明である。埋土は黒墨色粘質土の単純層で、須恵器、土師器片が数片出土した。

SD-10

T-3、SD-09南側を並走し、東から西に方向を保つ溝である。幅0.5m前後、深さ0.2mを計り、全長は過半がトレンチ外に伸びるため不明である。出土遺物は、SD-09同様僅かであった。

SD-11

T-3トレンチ凸状部南側に位置し、南から北に方向をもつ溝である。溝過半がトレンチ外に伸びるため全長は不明である。幅0.5m、深さ0.2mを計る。

SD-12

T-3トレンチ凸状部南端に位置する溝である。幅0.4～1.1m、深さ0.06～0.2mを計るが、全長は不明である。埋土は淡黒墨色粘質土の単純層である。SD-12の北接には弾正塚古墳遺跡（横穴式石室現存^①）があるが、この古墳の周溝としては位置関係がややずれており、遺物もほとんど出土しておらず、また関連の遺構も検出できなかったことから、古墳との関連は薄いのではないかと思う。

SD-13

T-4トレンチ北東隅を北から東への方向を保つL字状の溝である。幅0.4m前後、深さ0.1m前後を計る。北部はASD-4・6に遮断されて全長は不明である。埋土は淡黒墨色粘質土の単純層で、遺物は土師器の出土をみたが時代決定には至らなかった。

(3) その他

遺構を検出・掘り込みの時点で性格不明とした遺構の主なものについて記す。

SX-04、05

T-4 トレンチ中央からやや北東部で検出された不定形な長方形を呈した遺構。中央をASD-4で遮断されている。遮断しているASD-4を含めて、長径4.3m、短径3.5m、深さ0.1m前後を計る。埋土は、黒墨色粘質土の単純層である。遺物は、坏身・碗片などが出土した。

SX-06

T-4 トレンチでSX-5に南接して検出された不定形な遺構である。遺構中央を南西から北東にASD-6で遮断されている。長径3m（含ASD-6）、短径2m、深さ0.1m前後を計る。埋土は、SX-4、5と同様である。遺物は、8～9世紀に渡ると思われる須恵器の坏身片・碗片などが出土した。

SX-07

T-4 トレンチで中央やや南西部で検出された不定形な環状形を呈している。長径2.7m、短径2.2m、溝幅0.2～0.7m、深さ0.1～0.2mを計る。埋土は、淡黒墨色粘質土の単純層である。遺物の出土は皆無である為、時代決定までには至らなかった。

暗渠排水路 (ASD1～7)

T-4 トレンチでほぼ全域にわたって検出された。大きく分けて3条の放射状の溝を有し、南西から北東へ方向を保つものである。南側のL字型を呈しているASD-6

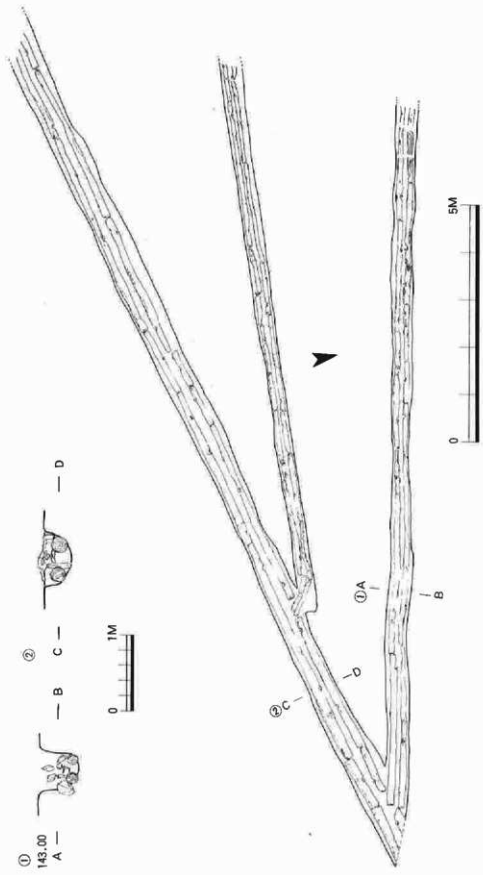


図10 T-4 トレンチ 暗渠排水路実測図及び断面図

～ASD-7を本流として、中流のASD-4～ASD-5、そして北側のASD-1～ASD-3がトレンチ北東端で合流している。一部トレンチ外へ伸びているために全長は不明であるが、幅0.4～0.7m、深さ0.1～0.5mの掘り方の両端に松と思われる直径0.03～0.2m、長さ0.1～0.5mの丸太材を順次並べ、この丸太を固定し水の流れをよりスムーズにするために、丸太材の一部をくり取って径0.05m前後、長さ0.03mの杭を打ち込んであった。そして、この排水路に径0.1～0.3mのグリ石を無造作に入れるものである。底は暗黄青色粘質土であった。埋土は暗黒墨色粘質土であった。また、3条が合流した地点より北東に伸びる一部分でグリ石の上に僅かに瓦を敷いてある部分を見とめた。この瓦から江戸時代中期～末期以降と考えられる。

註

- ① 田中勝弘・奈良俊哉『坂田郡山東町内遺跡分布調査報告書』滋賀県教育委員会、
(財) 滋賀県文化財保護協会、山東町教育委員会 1986

IV. 出土遺物

今回の調査では、T-4 トレンチを中心にSB・SX・SD・包含層から、杯身を中心に蓋・甕・土鍾・灰釉陶器などが出土した。

時期としては、8世紀前半～9世紀前半を中心に11世紀までに及ぶものであると考えられる。以下遺構ごとに記述することとする。

1. T-3

(SB-05)

①須恵器坏身又は鉢の口縁部である。口径14cmに復元できる。口縁端部は丸く収められている。内外面ともに回転ナデ調整である。

②土師器、甕の口縁部である。口径は14cmに復元できる。口縁は「く」字形に外反してのび、端部でやや内湾する。口縁端部はほぼ平坦な面を呈する。外面はナデ調整、頸部下方内面は横ハケ目調整を施すものである。

③土師器、坏身の口縁部である。口径は15cmに復元できる。外上方にゆるやかに伸び口縁部で僅かに内傾する。口縁端部はやや丸みを呈しながら収められている。外面の口縁部では横ナデ調整され、内面は回転ヘラ調整が施されている。

④土師器、坏蓋の口縁部である。復元口径は14cmを測る。天井部から口縁にかけてのカーブは緩やかとなり、下方にほぼ垂直におちる。口縁端部は尖り気味で収められている。外面は口縁より斜ハケ目調整の後、多少度をヘラ調整を施す。内面はハケ目調整である。色調は淡黄灰色である。

2. T-4

(SB-08)

⑤須恵器の口縁部である。口径は30cmほどの大型のものである。口頸部は大きく外湾して開き、端部はわずかに内方に折れ、外端面は肥厚する。口縁部外面は強いナデによる凹線2～3条が上下に廻り、その間に縦に櫛描文を施す。内面はナデ調整である。

⑥土師器、坏身の口縁部である。復元口径は14.6cmを計る。大きく緩やかに開き、口縁端部を丸く収める。外面はヘラ削りののち回転ナデ調整を施し、一部上方に斜ハケ目痕が残る。内面は回転ナデ調整である。

⑦土師器、皿の底部及び口縁部である。口径は16cmに復元できる。緩やかな立ち上がりから口縁部を外方につまむ。端部は丸く収められている。外面の口縁部はナデ調整、底部はヘラ削り調整を施す。内面は回転ナデ調整を施すものである。

(SB-10)

⑧灰釉、皿に高台を付すものである。口径15.8cm、器高2.8cm、底径は8cmに復元できる。大きく外方に開き、端部をやや上外方向につまむ。外面は回転ナデ調整、底部は回転ナデ調整。内面は口縁部、底部共に回転ナデ調整を施すもので、11世紀のものと考えられる。

⑨灰釉、碗に高台を付す底部である。復元底径は7.4cmを計る。内面底部は釉が施されておらず、直接重ね焼きしたと思われる。11世紀に入るのではないかと考えられる。外面底部は一部回転ヘラ削り痕を残し、立ち上がりは回転ナデ調整を施す。内面の底部、体部は回転ナデ調整を施すものである。

⑩灰釉、碗に高台を付す底部である。底径は7.4cmに復元できる。復元から、大きく開

くカーブを有するものと思われる。外面底部は回転ヘラ削りののち、ナデ調整を施す。底部と高台の接合部にハケ目調整痕を残す。

⑬土師器、坏身に高台を付す底部である。復元底径は10cmを計る。やや大きく外方に張り出たのち外上方に立ち上がる。高台は貼付したと考えられる。高台外面は回転ナデ調整し、内面は底部方向に斜ハケ目調整を施すものである。

〔SB-11〕

⑭須恵器の高台を付す坏身である。口径18cm、底径8.8cm、器高5.5cmを計る。大きく外湾する立ち上がりを有し、口縁部で外上方へ伸びる。端部はやや尖り気味ではあるが丸く収められている。底部外面に粘土巻き上げ痕を残す。高台から立ち上がりにかけての境界にハケ目痕が見られる。内外面共に回転ナデ調整を施すものである。内面にのみ釉が施され重ね焼きされたと思われる痕が残る。10世紀前半。

⑮灰釉、瓶の口縁部である。口径10.2cmに復元できる。ゆるやかな立ち上がりを呈し外方へ傾く口縁部をもつ。端部はやや丸みを有して収められている。口縁部は貼付と思われる。内外面ともに、回転ナデ調整を施すものである。

⑯須恵器・壺の底部である。底径13cmに復元できる。底部は平底でゆるやかな張りをもち、内面底部に自然釉が残り、底部と胴部の境界は肥厚だが一部空気が入っていた為に大きく膨張している。内外面は回転ナデ調整を施す。

⑰須恵器・坏身に高台を付す底部である。復元底径9cmを計る。大きく外湾する立ち上がりを有する。高台は貼付されており内面に自然釉が見られる。底部外面は粘土紐のつぎ目が残り、高台とも接合はハケ目調整が施されている。その他は内外面ともに回転ハケ目調整である。

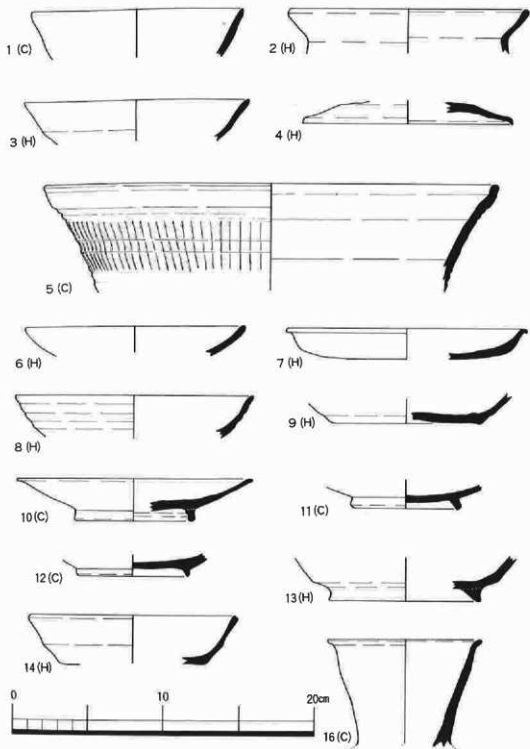


图11 出土土器实测图 (SB05, SB08, SB10, SB11)

(SX-4)

㉑須恵器の坏身である。口径12cm、器高3.5cmに復元できる。底部は平坦な面をもち内面は比較的肥厚でやや丸底の風を呈している。立ち上がりは短く、緩やかである。端部は尖り気味である。底部外面はヘラ削り調整し、内外面共にナデ調整を施すものである。

㉒須恵器の坏身である。口径11.9cm、器高4cmを計る。立ち上がりは短く、緩やかに外上方へ伸びる。端部は丸く収められている。内面底部は㉑より平坦な面を有する。外面底部に粘土紐つぎ目を残し、内外面ともに回転ナデ調整を施すものである。

㉓須恵器の坏身である。口径11.8cm、器高3.7cmを計る。㉑に酷似している。口縁端部の一部が欠損している。底部外面は一条のヘラ削り痕が残り、内外共にナデ調整後、半スリケシを施していると考えられる。

㉔須恵器の坏身である。口径11.6cm、器高4.1cmを計る。㉑㉓に似ているが、底部外面は歪でやや丸味を呈している。立ち上がりは短く、やや外上方へのカーブを有し、口縁端部は小さく内湾している。焼きはやや不良で外面底部は橙色をしている。外面底部には、粘土紐のつぎ目を残し、内外面共にナデ調整を施すものである。

㉕土師器の坏身である。口径12.6cm、器高3.5cmを計る。底部は内外面共に比較的平らな面を有し、大きく外湾して口縁部でやや外方へ立ち上がる。端部は内面を少し丸く収めている。外面底部に粘土巻き上げと一部ハケ目を残す。内外ともに回転ナデ調整を施すものである。

(各ビット)

㉖須恵器の坏蓋である。口径14.6cm、器高3.4cmを計る。全体的に歪であるが、天井部はほぼ中央に扁平な宝珠つまみをもつ。器高は高く、口縁端部は下方へ短く屈曲し尖っている。天井外面の $\frac{1}{4}$ ～ $\frac{3}{4}$ 前後に回転ヘラ削り調整を施している。内面は回転ナデ調整

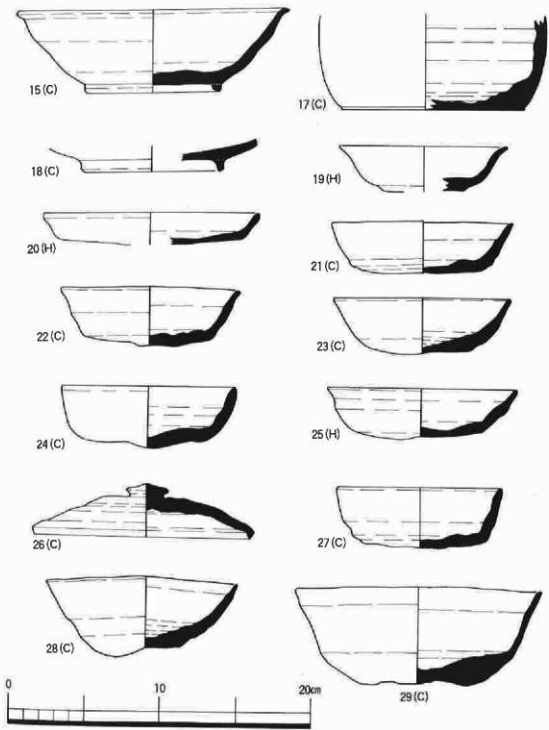


図12 出土土器実測図 (SB11、SX4ビット)

だが、ほんの一部に不定方向にハケ目痕が残る。

⑳須恵器の坏身である。口径11cm、器高4cmを計る。底部は内外面共に比較的平坦な面をもち、立ち上がりは比較的直線的である。端部は丸く収める。底部外面に粘土紐の縦ぎ目を残し、ナデ調整が見られる。底部内面もナデ調整を施すが仕上げナデはみとめられない。体部内外面は回転ナデ調整を施すものである。

㉑須恵器、高台を付す皿である。口径15.8cm、底径7.4cm、器高2.1cmを計る。非常に大きく開き口縁部と体部との境に段をなし、端部は外上方に伸びる。端部は尖っている。底部外面に粘土紐の縦ぎ目を残し、回転ナデ調整を施すものである。

㉒須恵器、皿に高台を付す口縁部である。口径18cm、底径3.1cmに復元できる。内面に部分的ではあるが自然釉が見られる。内面の $\frac{1}{2}$ で段を有する。高台は貼付によるものである。外面の高台と体部との境界をナデ調整している。内外ともに回転ナデ調整を施すものである。

〔包含層〕

㉓土師質の土錘である。長さ2.3cm、最大径1.1cm、口径0.5cmを計り中央に0.4cmの円孔をうがう。中ぶくれの楕円形を呈する。

㉔須恵器の甕である。口径31cm、底径21cm、器高46.7cmを計り大型である。外反する低い口縁を有し、端部は上下に短く伸び口縁端部内面にわずかな段をなす。体部は、肩から胴部にかけて大きく張り出す。体部外面は平行叩きののち斜ハケ目仕上げを施し、口縁部は回転ナデ調整を施す。内面は口縁部が回転ナデ調整、体部は同心円叩き痕が残るが、一部スリケシ調整を施すものである。

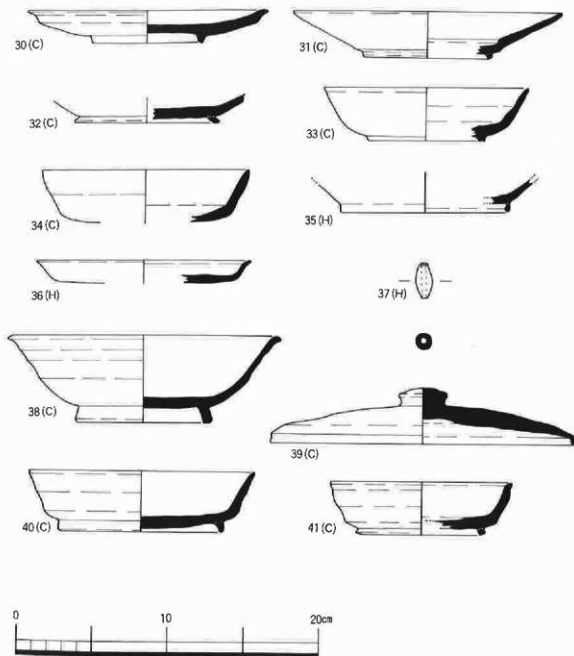
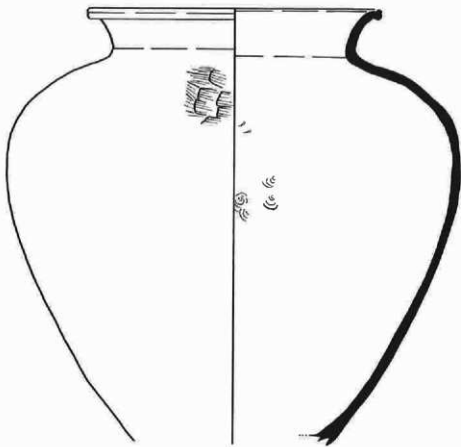


図13 出土土器実測図（ピット、遺物包含層）



42(C)

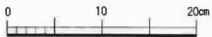


图14 出土土器实测图（遗物包含層）

V. おわりに

上向川遺跡において、今回調査面積がわずか1,000㎡と小さかったが、掘立柱建物跡12棟を中心に、溝・近世の時渠排水路などの遺構が検出され、遺物については、須恵器・土師器・灰釉陶器等の出土があり、8世紀前半～11世紀に及ぶものと考えられる。

Ⅱ章で少し触れたが、黒田川と近くを走る夫馬川を中心にして、その西に連なる横山丘陵と東に連なる小丘部の狭まれたわずかな可耕面積を有する微高地に集落を形成したものと考えられる。

また、T-3トレンチ南部及びT-4トレンチ南部において、試掘の段階で遺構の検出が認められなかったことから、今回の調査区は当時の集落南端に位置するもので、わずかに南に広がりをもっていたものといえる。しかし、北限については不明であるため、集落の規模を確定するまでには至らないが、現在の大字夫馬の集落とはほぼ重複するのではないかと推察される。

同じく黒田川沿岸に位置する北方田中遺跡（昭和59年度調査）は、上向川遺跡より、1,300m余り南にあるが、この遺跡からも多くの建物群が検出されたことから、黒田川沿岸においては、現在とはほぼ同じ位置に集落が形成され、生活が営まれていたと推察される。

では、いくつかの集落が形成されていたであろうこの地に、条理制が存在し、またどのように条理地割りを持っていたのかについて、若干ではあるが、考えることとする。

山東町全体の地形では、四方を山々に囲まれ、残された平野部にも多数の低小丘の点を見ることができ、微高地や扇状地形を多く呈している。そして、当遺跡周辺においても、西に横山丘陵が連なり、現状から復元条理を確認することは困難である。

しかし、地名（特に小字）に条理制の名残りを見ることができる。大字本郷に北から南にかけて六の坪・八の坪・西九の坪と並び、西九の坪の東に東九の坪とある。大字村居田に一の坪、大字菅江に五ノ坪、大字志賀谷に上五條・下五條などの小字名^①が残っており、条理制の存在を知ることができる。

また、数少ない文献資料では、『唐招提寺文書』に、

「坂田郡白山以東大原二條七里廿五」

とあり、弘仁十年（819年）二月十六日付 大原郷長解文で、

「壘田伍段 大原一條三里廿二今治田五段」

との記載を見る。これに加えて、弘仁十四年（823年）近江國長岡郷長解（『平安遺文』

所収)に、

「大原二條三里廿五葛原百八十歩」

とある。つまり、9世紀前半には条理制が施行されていたことがわかる。これは、Ⅲ章でふれた掘立柱建物SB-05～SB-08の一群(N-80°-W)の推定される時代とほぼ一致するものである。

これらのことから、少なくとも奈良時代後半から平安時代前半にかけて、横山丘陵を起点にして東へ方向をもち、北から南への坪割りを数く条理制度が、既に施行されていたことをうかがい知ることができる。

以上で、本報告書のまとめとするが、依然として多くの課題を残すものであり、今後の調査・研究の進展に期待するものである。

註

①『改訂 近江國坂田郡志』第1巻 1975

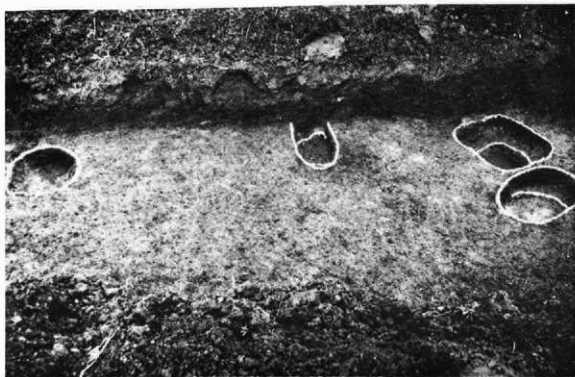
② 同 上



1. 調査地遠景



T-1 SB-01~03・SB-09(北から)



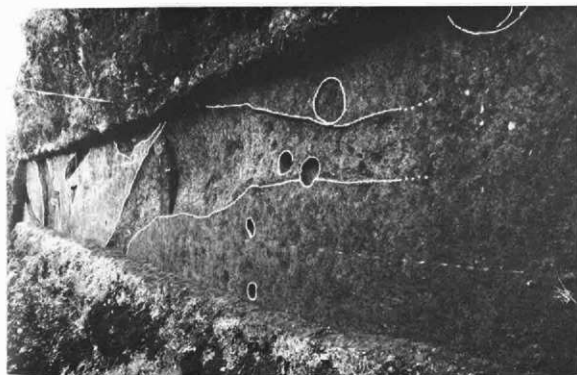
1. T-1 SB-09 (東から)



2. T-2 全景 (南から)



1. T-3 SD-08~11 (東から)



2. T-3 同上 (南西から)



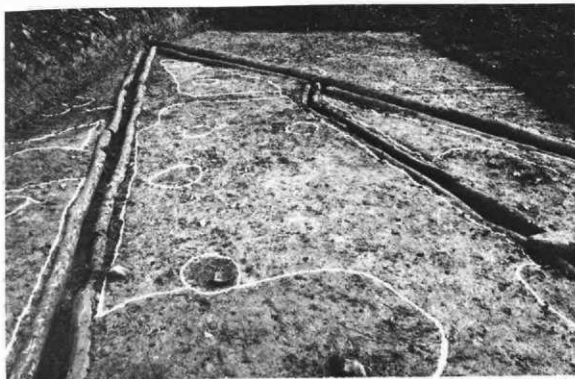
1. T-3 SB-04・SB-10 (南東から)



2. T-4 SB-06・ASD-3.4 (東から)



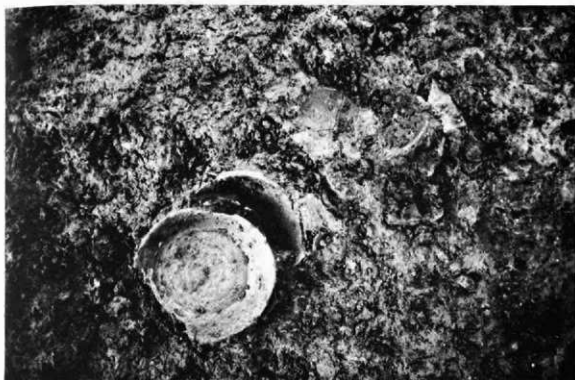
1. T-4 SB-05・ASD-1~3 (西から)



1. T-4 暗渠排水路集合部 (西から)



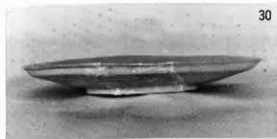
2. T-4 暗渠排水路接合部



1. T-4 遺物出土狀況



2. T-4 遺物出土狀況



30



23



26



24



39



28



15



27



21



25



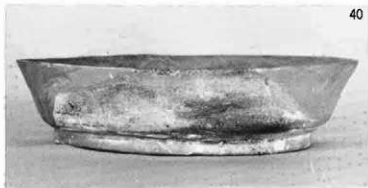
22



29

S B-11(15)・S X-4(22~25)・ピット(26~30)・包含層出土遺物

40



41



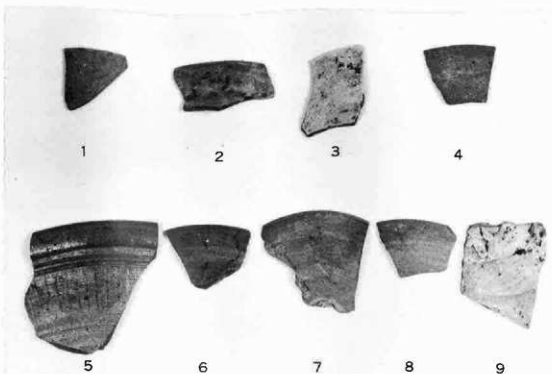
38



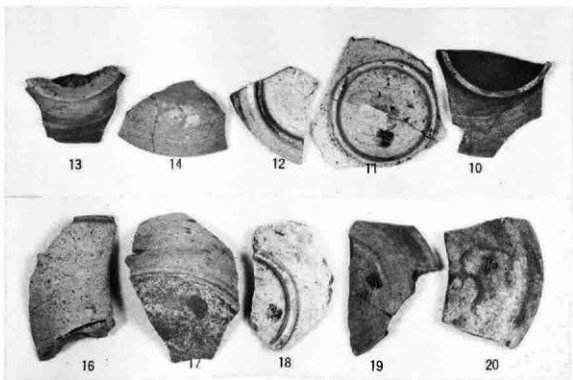
43



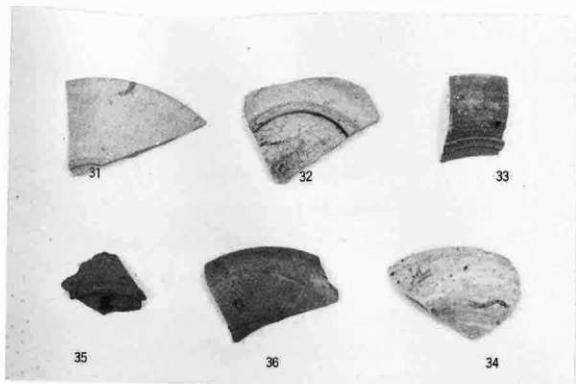
包含層出土遺物 (38. 40. 41. 43)



1. SB-05(1~4)・SB-08(5~9) 出土遺物



2. SB-10(10~14)・SB-11(16~20) 出土遺物



1. T-4・ピット 出土遺物

